

【歯科】医療と介護の連携シートについて

三木市歯科医師会のご協力により、介護支援専門員、歯科衛生士のご意見を取り入れながら、三木市在宅医療・介護連携推進会議やワーキング部会において検討し、【医療と介護の連携シート歯科用】を作成しました。

この連携シートは、医療と介護の円滑な連携を推進するための一つのツールとして、介護支援専門員から「在宅歯科訪問診療」申込の際に歯科医師への情報提供や、歯科医師が必要な情報を把握する場合等に、活用することを想定しています。

なお、連携シートの使用を強制するものではありません。

活用方法とルール

- 1) かかりつけ歯科医に、介護支援専門員から訪問診療依頼をする場合。
- 2) かかりつけ歯科医がない場合に、介護支援専門員から三木市歯科医師会に「在宅歯科訪問診療申込」として依頼する場合。(※補足：三木市歯科医師会の「在宅歯科訪問診療申込書」は引き続き使用できます)
- 3) 介護支援専門員から歯科医師へ連絡する場合に使用（歯科医師からの返信にも使用も可能）。

●三木市歯科医師会推奨の様式であるため、書式の変更はご遠慮ください。

●個人情報の取り扱いには、注意が必要です。原則として、本人・家族の同意を得てから活用します。

(目的を明確にした上で、相談内容・連絡事項を簡潔に記載します。)

●連携シートの活用は、持参・FAX・郵送などの方法があります。

※個人情報保護の観点から、FAX利用の場合は誤送信がないよう細心の注意を払ってください。状況に応じて、氏名の一部を消したり、直前に電話で知らせた上で個人情報なしで送信するなど配慮をお願いします。(郵送で回答を希望する場合は、返信用封筒が必要です。)

【平成30年度介護報酬の改定】

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことが義務付けられました。

【令和3年度介護報酬の改定】

医師、歯科医師による居宅療養管理指導において、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、関連する情報をケアマネジャー等に提供するよう努めることとなりました。

連携シート及び運用ルールは適宜、改良を行っていく予定です。

問合せ先：三木市在宅医療・介護連携支援センター

電話 0794-83-0333 FAX 0794-83-0140